

## 平成29年度 第1回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成29年7月19日(水) 10時00分～11時55分 足立区役所11階 入札室																																	
出席委員	渡部典子 会長 小倉絵里 副会長 田中克己 委員 設楽 潔 委員 伊藤好麿 委員 早川勝久 委員																																	
審議案件	1 平成28年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について 2 平成29年度公契約条例適用契約について 3 平成29年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について 4 平成30年度労働報酬下限額の積算方法等について(案)																																	
議事概要																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問について</li> <li>・会議の公開について</li> <li>・平成28年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について</li> <li>・平成29年度公契約条例適用契約について</li> <li>・平成29年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から会長へ諮問書を手交。</li> <li>・審議会は公開としているが、非公開情報に関する質疑は、審議会を一旦中断し、議事を非公開とした方が良いのではないかと各委員了承</li> <li>平成28年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について事務局が説明した。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">工事請負契約</td> <td style="padding-right: 10px;">適用件数</td> <td style="padding-right: 10px;">11件、</td> <td style="padding-right: 10px;">提出件数</td> <td style="padding-right: 10px;">第1回</td> <td style="padding-right: 10px;">4件、</td> <td style="padding-right: 10px;">第2回</td> <td style="padding-right: 10px;">0件</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>〃</td> <td>2件、</td> <td>〃</td> <td>2件、</td> <td>〃</td> <td>2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理者協定</td> <td>〃</td> <td>2件、</td> <td>〃</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>平成29年度公契約条例適用契約について事務局が説明した。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">工事請負契約</td> <td style="padding-right: 10px;">適用件数</td> <td style="padding-right: 10px;">13件</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>〃</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>指定管理者協定</td> <td>〃</td> <td>7件</td> </tr> </table> </li> <li>平成29年度労働報酬下限額答申に付した意見の検討状況について、事務局が説明した。</li> <li>労働者に公契約条例の周知を図るため、月5回ほど工事現場でテッシュとチラシの配布を通じて、啓発活動をしてきた。公契約条例の名称は知っているも、どういうメリットがあるのか理解できていない。一日当たりの労働報酬下限額が一目で分かるようなポスターを作成して欲しい。(委員)</li> <li>相模原市では新規入場の労働者に対し、QRコード付きのカードを配布している。いろいろな方法で広めていかないとなかなか労働者に広がらないので検討して欲しい。(委員)</li> </ul>	工事請負契約	適用件数	11件、	提出件数	第1回	4件、	第2回	0件	業務委託契約	〃	2件、	〃	2件、	〃	2件		指定管理者協定	〃	2件、	〃	0件				工事請負契約	適用件数	13件	業務委託契約	〃	5件	指定管理者協定	〃	7件
工事請負契約	適用件数	11件、	提出件数	第1回	4件、	第2回	0件																											
業務委託契約	〃	2件、	〃	2件、	〃	2件																												
指定管理者協定	〃	2件、	〃	0件																														
工事請負契約	適用件数	13件																																
業務委託契約	〃	5件																																
指定管理者協定	〃	7件																																

- ・ポスターにQRコードをいれたらどうなるのか。（委員）  
 ⇒これまでの審議会でも議論があったが、QRコードから直接労働報酬下限額の一覧表を表示することは難しいので引き続き検討する。  
 ポスター、カード、チラシ等の中で何がいいのか、工事現場で配りやすいものを検討したい。（事務局）
- ・社会保険等の未加入対策については、公共工事の発注金額の中に社会保障費がいくら含まれているか明示されないと、労働者にいくら払えばいいのか正確にわからない。事業者負担分についてもいくらなのか明示されないと下請に払えない。（委員）  
 ⇒法定福利費については国交省の資料を参考にされたい。（事務局）
- ・建築工事では源泉徴収を行わないので、本人負担分はいくらなのかを労働者本人もわかっていない。（委員）  
 ⇒予定価格で法定福利費を明示するのは難しい。理由としては社会保険の加入義務がない一人親方がその工事でどれくらいの割合かで法定福利費の金額が全く異なるため、積算は難しいと考える。（事務局）
- ・社会保険未加入に対し、指名停止などの罰則はいかがなものか。（委員）
- ・社会保険等の未加入対策を本当にきっちりやるには消費税のような制度でないと無理である。（委員）
- ・法定福利費が真水で真下の下請まで落ちていかないと、末端で働く労働者まで行きわたらない。法定福利費は一般管理費に含まれていて見えないので、一般管理費以外に分けるべきではないか。（委員）
- ・法定福利費はきちんと「見える化」していかないと、今後問題になることが懸念される。（委員）
- ・国交省の見積は、これくらい法定福利費として見込めば社会保険に加入できるのではないかという概算である。雇用保険と社会保険では積算方法が違う。雇用保険は工事に係る職人の数で決まる。一方、社会保険はある程度の給与総額が見えないと、事業主負担分や本人負担分がいくらかわからない。給料を下げないと社会保険に加入できないということが、末端の業者では起きえる可能性は非常に高い。（委員）
- ・法定福利費が明示された見積書は工事現場で見たことがない。（委員）
- ・具体例のように法定福利費を明示できるのか疑義がある。（委員）
- ・10人掛かると見積りしたが、実際には12人掛かったり、あるいは8人しか掛からないことは当然起こり得る。一式見積の業界に対し、サラリーマンと同じ給与体系を求めるのはどうなのか。すり合せできなかったという理由で指名停止や罰則が適用されることには違和感がある。（委員）
- ・下請には社会保険に入らないと仕事ができないことを伝えるが、それでも入らない場合はなぜ入らないか理由を聞くことくらいしかできない。社会保険料は区が直接払うようにしないと現実には難しい。（委員）
- ・何らかの組織に加入させ、源泉徴収しない限り社会保険加入率は100%

<p>・平成30年度労働報酬下限額の積算方法等について（案）</p>	<p>にならない。（委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10人で施工できる業者もあれば、12人掛かる業者もある。この場合、2人分の社会保険費はどうするかは非常に難しい。元請が負担するといわれると非常に厳しい。どうしたらいいのか。（委員）</li> <li>・業務委託契約については、適用範囲が拡大し、職種が多様化した段階で職種ごとの労働報酬下限額を検討するとしてきたが、職種を特化して保育士だけでも検討できないか。（委員） ⇒保育士の下限額については、これまでもいろいろ意見をあつたので、前向きに検討する。資料があれば参考にさせていただきたい。（事務局）</li> <li>・労務台帳の作成経費についてはぜひ計上されたい。業者に聞き取りをすれば、実態が把握できるのではないか。（委員） ⇒調査方法等を検討したい。（事務局）</li> <li>・末端の労働者一人ひとりまで元請各社に人事権があれば、労働報酬下限額は費用として固定化できるが、そうしたことは現実にはできないと思う。（委員）</li> </ul> <p>平成30年度労働報酬下限額の積算方法等について事務局案を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事設計労務単価は5年連続で引き上げられており、我々の調査でも見習い労働者の人材募集賃金は4年前の8,000円から10,000円になっている。越谷市は軽作業員単価の90%に80%を乗じた額、草加市は普通作業員・軽作業員単価に何も乗じていない。足立区も掛け率等を見直すよう要望する。（委員）</li> <li>・熟練労働者に対する熟練労働者以外の労働者の単価がどれくらいの割合であれば妥当かどうかが本筋ではないか。熟練労働者と熟練労働者以外の労働者との単価差が縮まっているのであれば掛け率の変更も理解できるが、熟練労働者の単価も4年間で上昇している。（委員）</li> <li>・掛け率を上げるには10,000円が相場との客観的資料が必要である。（委員）</li> <li>・人員不足はどの業界でも大きな問題であり、政府主導のベースアップではなく、賃金を高くしないと人が集まらない事象が既に起きている。 8,000円を基準に逆算し掛け率70%としているが、賃金は上昇傾向にあり、掛け率は常に見直す必要がある。（委員）</li> <li>・見習いや手元の賃金の基準はない。事業者ごとに様々である。（委員）</li> <li>・現場で働く作業員、職人は日給制である。業者間の金額交渉は材工共（材料費と施工費の合計）が一般的であり、使用職種や人数、材料費等の積み上げ方式ではない。（委員）</li> <li>・週休2日制モデル事業は1週間あたり5日労働なので、1か月の収入が少なくなるため他の現場に行ってしまうのではないか。（委員）</li> </ul>
------------------------------------	--

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・公共工事設計労務単価表にない職種については、担い手確保の側面から、設計労務単価の毎年度上昇していることから、これまでどおり上昇率に応じた積算をお願いしたい。（委員）</li><li>・熟練労働者以外の労働者の単価が、来年度は今年度より下がることについては、公共工事設計労務単価が上がる時には上げるのだから、下がる時は下げてもいいのではないか。（委員）</li><li>・業務委託契約等の労働報酬下限額は区臨時職員単価と同額だが、審議会開催時の単価のため一年前の単価である。これを最新の単価にできないか。（委員）<br/>⇒業務委託契約等については、翌年度の単価としている自治体もある。審議会開催時点の単価と翌年度の単価とどちらがいいのか。（事務局）</li><li>・課題と答申案については継続審議とし、次回の審議会ですとめたい。（会長）<br/>－各委員了承－</li></ul> |
|--|--|